

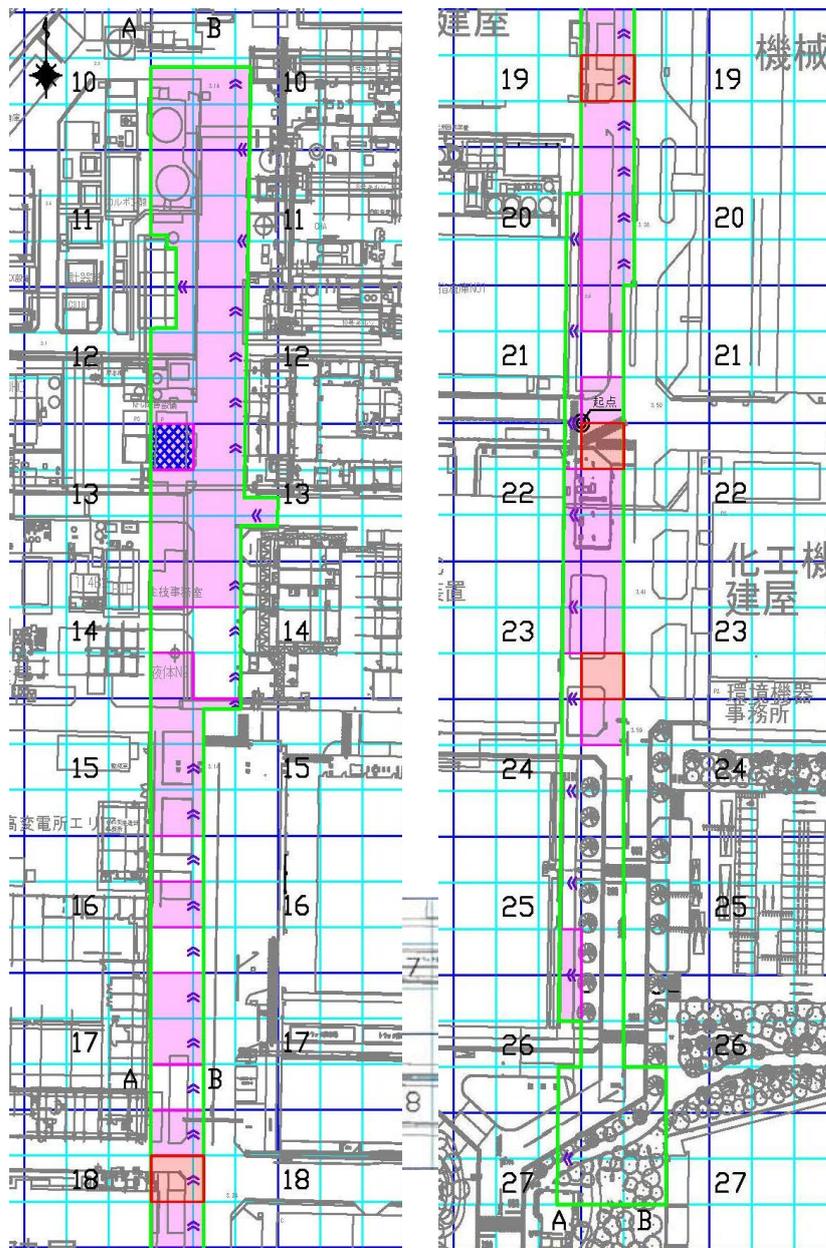
汚染状態に関する基準に適合しないとみなされる土地
(四塩化炭素・ジクロロメタン)

: 形質変更範囲
 — : 30m 格子
 - - : 10m 格子
 << : 単位区画の統合
 : 汚染状態に関する基準 (第二溶出量基準) に適合しない土地とみなされる範囲

各 30m 格子内の No.

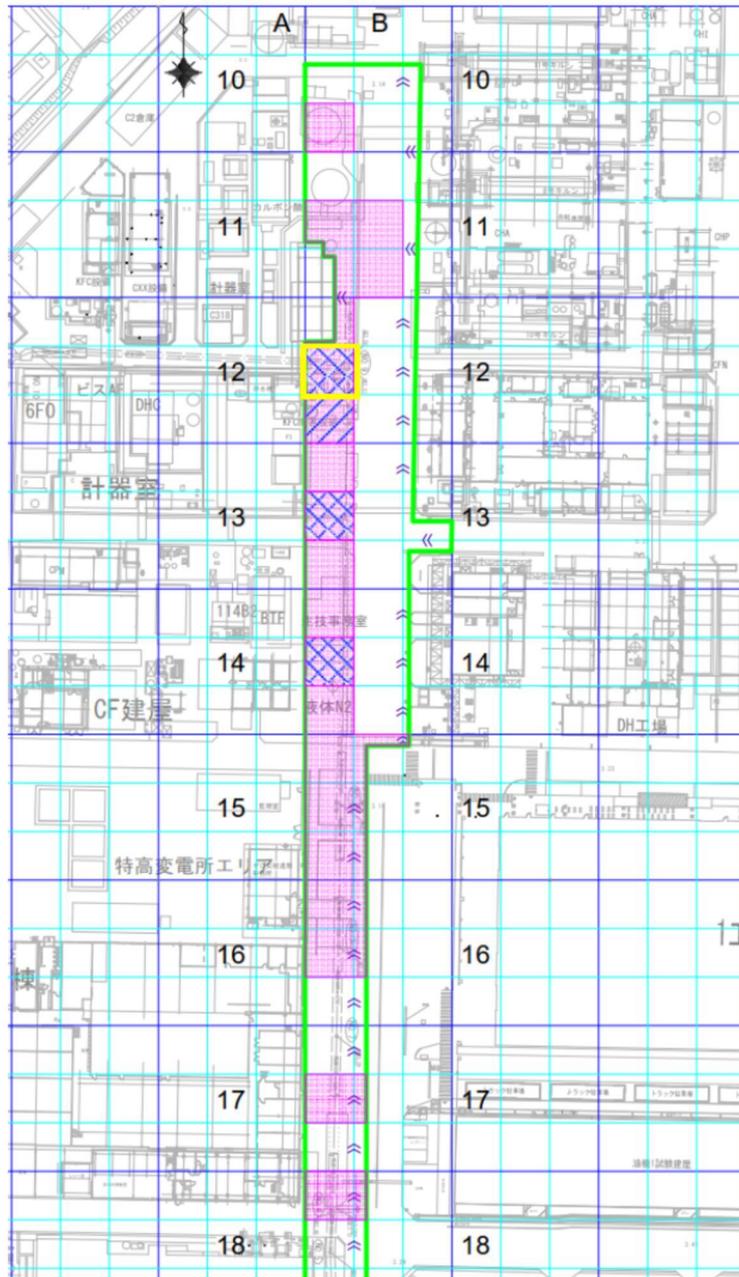
A		
1	2	3
4	5	6
7	8	9

30m 格子名 : A1
単位区画名 : A1-5



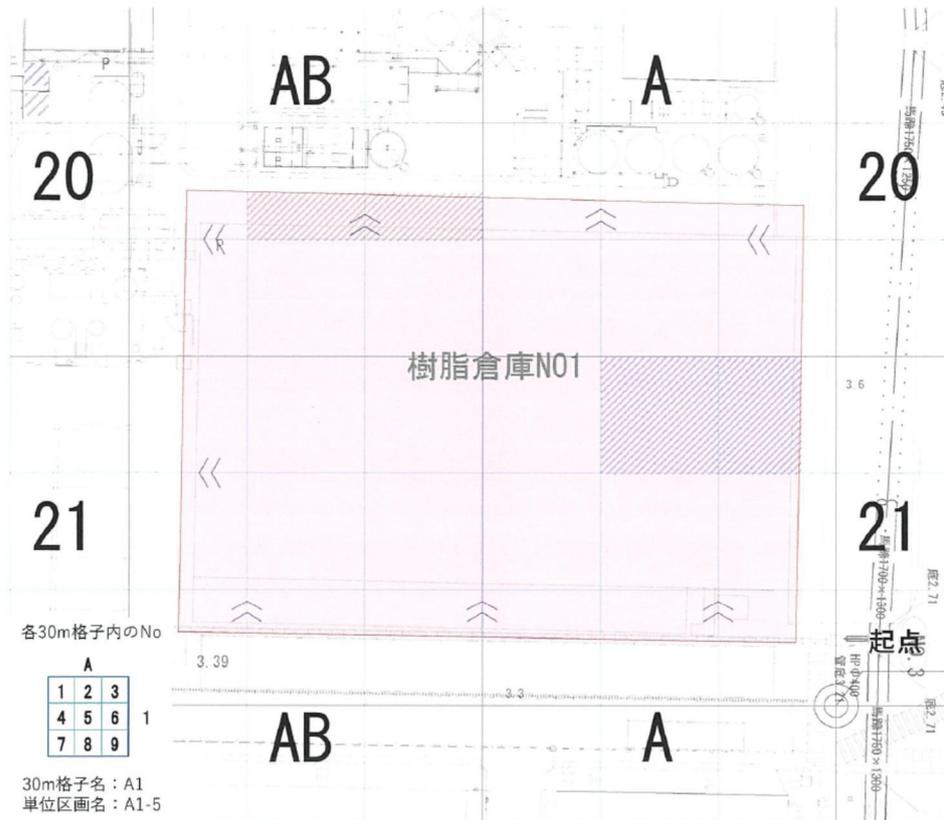
- : 形質変更範囲 — : 30m 格子 — : 10m 格子 << : 単位区画の統合
- : 汚染状態に関する基準に適合しない土地とみなされる範囲 (ふっ素 (溶出量))
- : 汚染状態に関する基準に適合しない土地とみなされる範囲 (ふっ素 (溶出量)、鉛 (溶出量))

※令和6年10月15日 指-135号
 別紙⑭-8の指定区域における水路工事で、指定区画と同区画に隣接する基準適合区画を併せて形質変更することから、同基準適合区画(■の範囲)について指定の申請を行ったものである。
 よって、別紙⑭-8の指定区域のうち、■の範囲の単位区画を、ふっ素(溶出量)について指定する。



汚染状態に関する基準に適合しないとみなされる土地
(深部：第二種特定有害物質)

- : 形質変更範囲 — : 30m 格子 — : 10m 格子 << : 単位区画の統合
- : 汚染状態に関する基準に適合しない土地とみなされる範囲 (ふっ素 (溶出量))
- ▨ : 汚染状態に関する基準に適合しない土地とみなされる範囲
(ふっ素 (溶出量)、鉛 (溶出量))
- ▩ : 汚染状態に関する基準に適合しない土地とみなされる範囲
(ふっ素 (溶出量)、鉛 (溶出量)、砒素 (溶出量))
- : ふっ素 (溶出量) の第二溶出量基準超過範囲



□	: 形質変更範囲	—	: 30m 格子	—	: 10m 格子	◀	: 単位区画の統合
▨	: PCE、TCE、1,1DCE、1,2DCE、CE について汚染状態に関する基準に適合しない土地とみなされる範囲 (第二溶出量基準に不適合)						
▩	: PCE、TCE、1,1DCE、1,2DCE、CE、MC、1,1,2TCA、1,2DCA について汚染状態に関する基準に適合しない土地とみなされる範囲 (第二溶出量基準に不適合)						
■	: Pb、As、F について汚染状態に関する基準に適合しない土地とみなされる範囲 (土壤溶出量基準に不適合)						
※PCE はテトラクロロエレン、TCE はトリクロロエレン、1,1DCE は 1,1-ジクロロエレン、1,2DCE は 1,2-ジクロロエレン、CE はクロロエレン、MC は 1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2TCA は 1,1,2-トリクロロエタン、1,2DCA は 1,2-ジクロロエタン Pb は鉛、As は砒素、F はふっ素を示す。							

※令和6年7月22日 指-127号

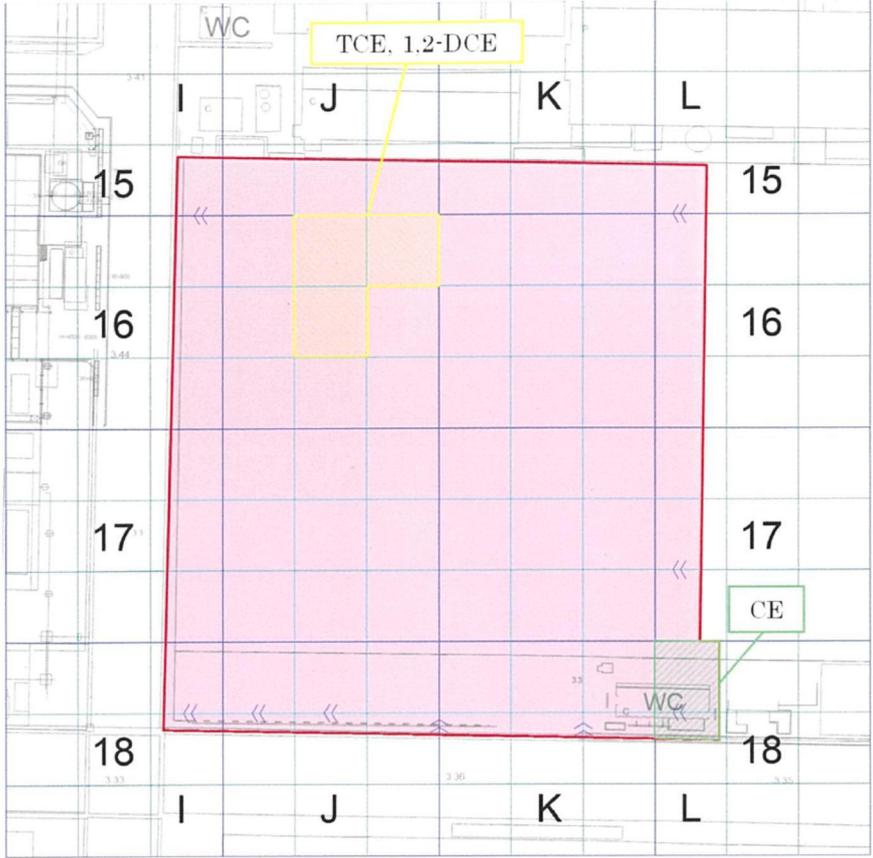
別紙⑮の指定区域は、形質変更範囲について法第3条第8項による土壤汚染状況調査をした結果、基準不適合となった特定有害物質の汚染状態について指定する。

指定する特定有害物質：テトラクロロエレン(第2溶出量)、トリクロロエレン(第2溶出量)、1,1-ジクロロエレン(第2溶出量)、1,2-ジクロロエレン(第2溶出量)、クロロエレン(第2溶出量)、1,1,1-トリクロロエタン(第2溶出量)、1,1,2-トリクロロエタン(第2溶出量)、1,2-ジクロロエタン(第2溶出量)、鉛(溶出量)、砒素(溶出量)、ふっ素(溶出量)

※令和6年9月19日 指-132号

別紙⑮の指定区域は、同区域で予定する工事により第1種特定有害物質の基準に適合しない指定区画を除く指定区画の間の汚染土壤の移動が見込まれることから、指定の申請を行ったものである。

指定する特定有害物質：鉛(溶出量)、砒素(溶出量)、ふっ素(溶出量)



■ : 形質変更範囲
 — : 30m 格子
 — : 10m 格子
 << : 単位区画の統合

: トリクロロエチレン・1,2-ジクロロエチレンについて汚染状態に関する基準に適合しない土地とみなされる範囲

: クロロエチレンについて汚染状態に関する基準に適合しない土地とみなされる範囲

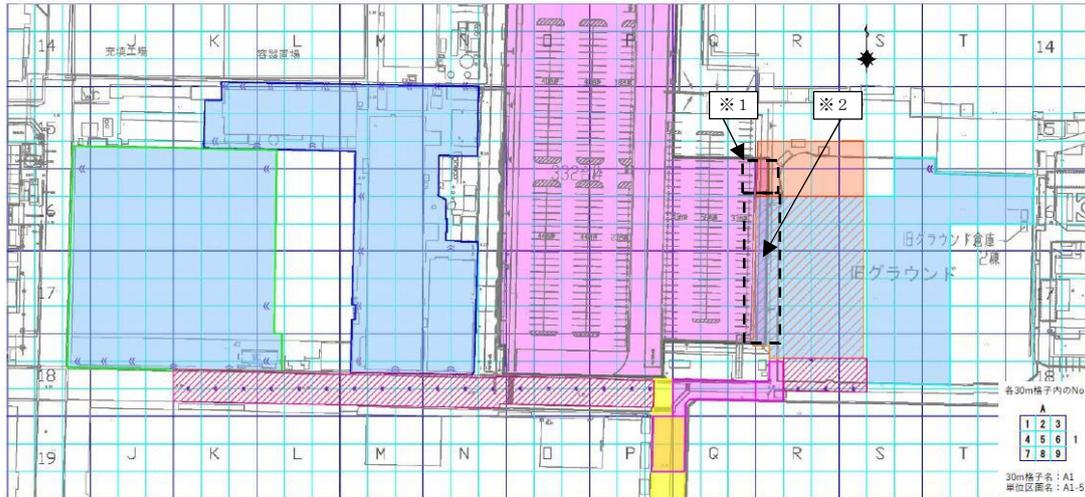
: 第二種特定有害物質 (Cd、Cd-C、Cr6、Pb、Pb-C、As、F、F-C) について汚染状態に関する基準に適合しない土地とみなされる範囲

※TCE はトリクロロエチレン (溶出量)、1,2-DCE は1,2-ジクロロエチレン (溶出量)、CE はクロロエチレン (溶出量)、Cd はカドミウム (溶出量)、Cd-C はカドミウム (含有量)、Cr6 は六価クロム (溶出量)、Pb は鉛 (溶出量)、Pb-C は鉛 (含有量)、As は砒素 (溶出量)、F はふっ素 (溶出量)、F-C はふっ素 (含有量) について基準超過とみなされることを示す。

※令和6年10月15日 指 - 135号

別紙⑯の指定区域のほか、別紙⑱の指定区域における工事で発生する汚染土壌を別紙⑱の指定区域 (■範囲) に仮置きし、当該仮置く汚染土壌を元の指定区域に埋戻すため、指定の申請を行ったものである。

よって、別紙⑯の指定区域のうち、■範囲の単位区画をカドミウム (溶出量・含有量)、六価クロム (溶出量)、鉛 (溶出量・含有量)、砒素 (溶出量)、ふっ素 (溶出量・含有量) について指定し、
 範囲の単位区画を、トリクロロエチレン (溶出量) 及び1,2-ジクロロエチレン (溶出量) について指定し、
 範囲の単位区画を、クロロエチレン (溶出量) について指定する。



※1の汚染状態の断面図



※2の汚染状態の断面図



— : 30m 格子 - : 10m 格子

- : 盛土ヤード①の申請範囲
 ※カドミウム（溶出量・含有量）、六価クロム（溶出量）、鉛（溶出量・含有量）、砒素（溶出量）、ふっ素（溶出量・含有量）について、汚染状態に関する基準に適合しない土地とみなす。
- : 盛土ヤード②の申請範囲
 ※トリクロロエチレン（溶出量）、1,2-ジクロロエチレン（溶出量）、クロロエチレン（溶出量）、カドミウム（溶出量・含有量）、六価クロム（溶出量）、鉛（溶出量・含有量）、砒素（溶出量）、ふっ素（溶出量・含有量）について、汚染状態に関する基準に適合しない土地とみなす。
- : 運搬経路の申請範囲
 ※ふっ素（溶出量）について、汚染状態に関する基準に適合しない土地とみなす。
- : 東駐車場の区域指定範囲
 ※平成25年12月6日 指-29号により、ふっ素（溶出量）について汚染状態に関する基準に適合しない土地（形質変更時要届出区域）に指定されている。
- : 遮水壁設置工事の区域指定範囲（ふっ素）
 ※令和5年6月30日 指-109号により、ふっ素（溶出量）について汚染状態に関する基準に適合しない土地（形質変更時要届出区域）に指定されている。
- : 遮水壁設置工事の区域指定範囲（トリクロロエチレン）
 ※令和5年6月30日 指-109号により、トリクロロエチレン（溶出量）について汚染状態に関する基準に適合しない土地（形質変更時要届出区域）に指定されている。
- : 盛土する汚染土壌の搬出元①（2工場跡地（ADAC）エリア）
- : 盛土する汚染土壌の搬出元②（特機事業部エリア）
- : 盛土する汚染土壌の搬出元③（汚染土壌仮置き場 A-①エリア）

令和7年1月16日 指-137号

- ・別紙⑰の指定区域は、別紙⑫、⑭及び⑯の指定区域における各工事にて発生する汚染土壌を、盛土、封じ込め及び運搬するため、指定の申請を行ったものである。
- ・よって、別紙⑰の指定区域のうち、盛土及び封じ込めを行う 及び の区画をカドミウム（溶出量・含有量）、六価クロム化合物（溶出量）、鉛（溶出量・含有量）、砒素（溶出量）、ふっ素（溶出量・含有量）について指定し、 の区画をクロロエチレン（溶出量）、1,2-ジクロロエチレン（溶出量）、トリクロロエチレン（溶出量）について指定する。
- ・また、運搬経路となる の区画をふっ素（溶出量）について指定する。
- ・なお、 及び の土地の一部に、別紙③の東駐車場で指定する土地 の一部を含む。